

# 憲法第89条と私学助成を巡る 諸問題について

藤川吉美

はじめに

1. 敗戦と過去の清算
2. 憲法前文に示された新しい社会的協力の理念
3. 新憲法における教育関係条文と憲法第89条の前提
4. 憲法第89条の真意について
5. 私学助成は憲法第89条に抵触しない

はじめに

人類の歴史は、局所的・閉鎖的なテリトリー内の社会的協力から、グローバルに開かれた社会的協力へのプロセスである。外的関係を絶ち、内的関係をもって自己完結とする排他独善の組織がいかに危険かは、生体を蝕むガン細胞からも明らかであろう。企業も大学も…、官僚統制の鎖国がその典型である。

日本が内紛と権力闘争に明け暮れ、政府が鎖国の惰眠を貪っていた幕末、すでに西欧は、かのベーコン『新機関』1620、デカルト『方法序説』1637、ニュートン『数学原論』1687、ロック『人間悟性論』1690、ヒューム『人性論』1739のように、神学的・形而上学的な発想から、科学的・証拠主義的な発想へとパラダイム転換を遂げ、社会的協力の在り方も、ホッブズ『リヴァイアサン』1651、ロック『統治論2編』1690、モンテスキュー『法の精神』1748、ルソー『社会契約論』1762、等々、封建主義から民主主義へのパラダイム転換を達成していた。

欧米諸国は、こうしたアカデミズムの先導的な成果をベースに個の成熟と知力の昂揚を促しつつ市民が自らの力で産業革命・市民革命をなし遂げ、新しい民主的なパラダイムに示される社会的協力の哲学理念を羅針盤とし、市民主導で、民の民による民のための社会を樹立し、先進国の地位を獲得した。ところが、黒船の外圧によって近代化を焦った日本は「個の成熟→知力の昂揚→社会の発展」へと推移する

歴史的プロセスの法則に逆って、時代に逆行する官僚統制・官僚専制ファシズムへと舵を切ってしまった。

先進諸国の個人重視の歴史的趨勢に逆って天皇を唯一の現人神・主権者、国民をその子（臣民）、軍隊をその神兵とし、国家神道・神社神道を使って神がかり的な八紘一字（日本の下に世界を一家にする）の政策と皇民練成のマインド・コントロール教育とを正当化した。そして天皇を頂点とする官僚統制の中央集権を固めつつ、過激な国家主義と軍国主義を推進し、人間をして牙をむく野獣と化し、この世界を凄惨なジャングル状態に押し戻した。舵取りを誤った政府官僚とそれを支えた国営靖国神社、国営帝大には今なお、その罪を償うべき重責がある。

### 1. 敗戦と過去の清算

歴史に飛躍はない。先進西欧に追いつき追いこせ…なら歴史的プロセスの法則に基づき、まず宗教的→科学的、形而上的→経験的へのパラダイム・シフトを進めて個の成熟→知力の昂揚→社会の発展を成就すべきであった。政策（舵取り）立案とその基礎をなす国の羅針盤、等々、社会的な先導性の役割は、これを官僚ではなくアカデミズムに委ねるべきであった。

それにしても、日本人として誠に残念なことは、あの戦争に負けたことではなく、王道主義・八紘一字のカモフラージュの下に武力による世界支配を正当化し、ただ父・兄弟ばかりか、隣人の生命までも奪い、自尊心と誇りを著しく傷つけた正当な理由（*justa causa*）なき侵略戦争を終結させるに、自らの手をもってしてではなく、連合軍の手をもってしたことである。

西欧の大学／高等教育機関には伝統的に、師よりも国よりも真理と正義を愛するというアカデミズム精神が脈打っているが、もし日本の大学に真のアカデミズムが育っていて、社会的先導性の使命感をもって誤った舵取りをただす知力と勇気とがあったなら、軍閥に引きずられることも、隣人に取り返しのつかぬ過ちを犯すことも、連合軍の手を煩わせることもなかったに違いない。しかし残念ながら、日本は官僚専制をとり、社会的先導性を官僚の本務とし、大学をその侍女としてきたから、日本の大学にはアカデミズムが定着しなかった。恥ずべきことに、アカデミズムにとって日本の大学は不毛の砂漠だった。

アカデミズムの本質は真理と正義を愛するリベラルで健全な理性と良心の育成にある。知らしむべからず依らしむべしと愚民政策をとる官僚主義がアカデミズムを嫌うのはこのためである。結果的に日本人は12歳（マッカーサー上院議会証言）で国民にチェック&バランスの機能は望めず、政府の誤った舵取りと暴走に歯止めがかからない。元凶は官僚統制にある。

しかしその責任は各自にある。負けたから強制されたから仕方なくというのではなく、自らの正義感と内的欲求によって、過去を反省し、清算し、その償いとして二度と過ちを繰り返さない決意を世界に示すべきである。どのように社会的協力の理念、正義概念、共通ルール、背景的制度を改めるか、どうパラダイム・シフトをはかるか、等々、自らの自覚と責任において正しい判断を下し、主体的・自発的に改革をなすべき義務があった。正義に鑑みて審判を下す戦争責任の追求は、戦地に散った侵略戦争の犠牲者に対する生き残った国民の当然の責務である。一人ひとりかの狂信的なファシズムや軍閥独裁を許してきたその不賢明と無気力を反省すべき義務を負っているのである。

もし自らの力でこれができず、リベラル派の私大グループらを中心とする一連の改革に公心をもって冷静に対処しえず、それを勝者による不可抗力的な実力行使とみようものなら、すべては虚構の改革に終わって覆轍の萌芽を秘め、やはり日本は、連合国が原爆をもって戦争終結を図らない限り、いまなお過去の亡霊は生き残って真理も正義も、また理性も良心も軍閥の暗闇に没し、個人の自由民権は圧殺されたままで、民主主義も平和主義も、国際協調主義も、日の目を見なかったであろうと言われても仕方のないことである。

## 2. 憲法前文に示された新しい社会的協力の理念

存在するすべての社会は、①社会的協力の理念、②正義概念、③共通ルールから成りたっている。①が②を、また②が③を論理的にインプライしているが、憲法は③の法体系の公理にあたり、民法、商法、刑法など、すべての法が依拠する至高の法である。ただし、③共通ルールには、ただ実定法の体系のみならず、コトバなど言語体系や度量衡体系、年号月日や時刻の呼称など社会的協力の域内で必要にして不可欠なすべてのルールが含まれている。

そして①-③は、歴史的パラダイム・シフト、それに伴う社会システムの改革や革命（イギリス革命、アメリカ革命、フランス革命、ロシア革命、等々）を契機に激変する。日本の戦後は、市民の自覚と蜂起とによってもたらされた市民革命ではなかったが、連合国の指導の下に、世界から義務づけられた市民革命には違いなく、当然にして①-③は大きく変化した。

ガンジーは日本国の危険な舵取りを評して「日本の無慈悲な中国侵略と対枢軸国同盟は世界の列強と肩を伍さんとする野望が昂じた不当な逸脱である。…非暴力は暴力に勝り、宥恕は処罰よりも荘厳にして、武人を飾る。暴力は獣類の掟、非暴力こそが人類の法である。人間の尊厳性は至高法たる理性による。…まさに、非暴力こそは軍国主義の精神や非望に対する唯一の解毒剤である。人類は非暴力をもってのみ暴力から脱することができ、憎悪は愛によってのみ克服される。憎悪に対するに憎悪をもって処するは、ただ憎悪を増幅させるのみ」と諫めた（M. Gandhi, Young India, August 11, 1920）。

権力の最終担保が国民の理性から物理的強制力へ逸脱していく官僚専制の政策を危惧した福沢も「このままにして年々歳々ただ進むの一方ならんには、遂には人間世界の衣食住を挙げて喧嘩争闘の資に供し、世々子孫、喧嘩のために生まれ、喧嘩のために働き、喧嘩のために死すこととなり、人の智愚器械の精粗こそ異なれ、同類相殺し相食むの事實は、あたかも往古蛮族に等しき奇観を呈するにいたる可し」と批判している（『福翁百話』角川書店, pp. 212ff）。

すでに先進欧米では、民主主義パラダイムへの転換を達成し、歴史は自由民権へ移行していたが、この事実を見誤った心の鎖国日本は国際社会から孤立し、世界を相手に無謀な戦いを挑み、悲劇への階段を登りつめ、原爆に対するに竹槍をもって、B29に対するにカミカゼ／自爆テロをもってしたが、一億玉碎の狂気は先進諸国の知力の前に敗北した。日本が登りつめた悲劇の階段はこうだった。

1941, 12/19. 言論出版・集会結社ノ臨時取締法

1942, 1/9. 国民勤労報国令施行規則ニ基ク学徒出動命令

1943, 3/2. 戦時学徒体育訓練ノ実施要綱

6/25. 学徒戦時動員体制確立要綱

10/10. 戦時国民思想確立ニ関スル基本方策要綱

- 10/13. 教育ニ関スル戦時非常措置方策
- 1944, 1/18. 緊急学徒勤労働員ノ方策要綱
  - 2/25. 決戦非常措置要綱
  - 3/1. 国民勤労働員署ノ設置
  - 3/7. 決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要綱ニ依ル学校種別学徒動員基準ニ関スル件
  - 4/1. 学徒勤労働員ニ関スル件
  - 4/1. 決戦非常措置要綱ニ基ク学校工場化実施ニ関スル件
  - 5/17. 学校身体検査規程
  - 5/17. 一般疎開ノ促進ヲ図ル外、特ニ国民学校初等科児童ノ疎開を強度促進スル件
  - 7/19. 学徒動員徹底強化ニ関スル件
  - 8/7. 学徒動員令
  - 8/23. 女子挺身隊勤労令
- 1945, 1/-- 大都市空襲
  - 3/18. 決戦教育措置要綱
  - 4/1. 都市壊滅・連合軍沖縄へ上陸
  - 5/23. 戦時教育令
  - 7/26. ポツダム宣言を發表
  - 8/6. 広島へ原爆投下
  - 8/9. 長崎へ原爆投下
  - 8/9. 皇居内防空壕で第一回御前会議
  - 8/10. 国体護持を条件にポツダム宣言受諾決定、連合軍は拒否を返電
  - 8/14. 国体護持を巡って意見が対立、第二回御前会議で諾否を天皇に聖断を仰ぎ、ポツダム宣言を受諾
  - 8/15. 天皇の降伏宣言
  - 9/2. ミズリー艦上で降伏文書に調印

以上である。江戸幕府はペリーの開国要求に自ら判断を下しえず、朝廷に聖断を仰いだ。今回再び、大都市空襲、沖縄上陸、ポツダム宣言発表、広島と長崎への

原爆投下…と、一時を争う非常事態にあってさえ、国民には一億玉砕を迫って戦時教育令を発し、あくまでも国体護持に拘って天皇に聖断を仰いだ。己の官僚体制を護持するに国民の生命など眼中になかったようである。

先進欧米では、ホッブズ、ロック、ルソー等の「社会契約論」に基づき、主権は国民に存し、国は幸福追求の自由を等しく国民一人ひとりに保障するためにあるとする民主社会を樹立していた。国／政府はいったい誰のため何のためにあるべきか、官僚統制の誤った報国教育によるその認識の時差約3世紀が多くの父夫子を戦地に散らしめ、隣人たちの自尊心と生命を奪い取った。運良く生き残った国民の第一の責務は、その大罪を償うべく、まず平和への決意を表明し、その仕組みゆえに国の暴走を許した旧帝国憲法を廃し、民主主義へのパラダイム・シフトによって、新生日本の憲法を制定することであった。

連合国軍総司令部（GHQ）の占領目的は、日本が再び、確実にアメリカの脅威または世界の平和と安全の脅威とならぬよう、最終的には、日本が国際社会の一員として、国際社会に責任をもち、平和をめざす政府を樹立するよう指導することにあつた（「降伏後ニ於ケル米國ノ初期対日方針」 United States Initial Post-Surrender Policy for Japan, SWNCC, 150）。

日本に進駐後(1945, 9, 10) , マッカーサーが表明した管理方針は、

9/20. ポツダム宣言の受諾にともなう命令（勅令，閣令，省令）

9/20. 金融統制団体の解散

9/24. 新聞統制の撤廃

10/4. 政治，信教，民権の自由に対する制限の撤廃

10/6. 特高制度の廃止

10/11. 国民勤労働員令の廃止

10/13. 言論，出版，集会，結社など臨時取締法の廃止

10/22. 日本の教育制度に対する管理政策

10/30. 教員，教育関係官の調査，除外，認可に関する件

12/9. 農地解放

12/15. 国家神道，神社神道に対する政府の保証，支援，保全，監督，公布の廃止に関する件

12/31. 修身, 日本史, 地理の停止に関する件

そして, 翌1946年には,

1/4. 軍国主義者の追放, 右翼団体の解散を命令

1/22. 極東国際軍事法廷の開設を命令

2/27. 公職追放ABC各該当範囲を発表

11/6. 独占企業の解体を指令

以上であった。憲法改正の準備は, 1945年10月に着手し, 1946年4月10日第22回総選挙後に枢密院に諮問した。そして帝国憲法改正案(4/17)を第90帝国議会に提出し衆参両院の審議をへて公布(1946, 11/3), 第1回参議院議員選挙(1947, 4/20)と第1回衆議院議員選挙(4/25)をまって, 同5月3日「日本国憲法」と付属24法律が施行された。

しかし, 新憲法の制定プロセスは, 天皇主権と国体護持に固執する「塹壕に身を隠す官僚」(intrenched bureaucracy)グループと先進欧米の民主主義パラダイムをモデルに自由民権を求めるリベラル派グループとの間の対立により紆余曲折をへたが, 新憲法の起草に重要な役割を果たしたのは, 私学団体と極東委員会と帝国憲法改正草案要綱(1946, 3/6)の勅語,

「朕曩ニポツダム宣言ヲ受諾セルニ伴ヒ日本国政治ノ最終ノ形態ハ日本国民ノ自由ニ表明シタル意思ニヨリ決定セラルベキモノナルニ顧ミ日本国民ガ正義ノ自覚ニ依リテ平和ノ生活ヲ享受シ文化ノ向上ヲ希求シ進デ戦争ヲ放棄シテ誼ヲ万邦ニ修ムルノ決意ナルヲ念ヒ乃国民ノ総意ヲ基調トシ人格ノ基本的権利ヲ尊重スルノ主義ニ則リ憲法ニ根本的ノ改正ヲ加ヘ以テ国家再建ノ礎ヲ定メムコトヲ庶幾フ政府当局其レ克ク朕ノ意ヲ体シ必ズ此ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ」

とであった。

松本烝治は最後まで(1946, 3/5)天皇制・天皇主権を譲らなかつたが, これを望む国民はわずか16%に過ぎなかつた。これに不満を抱いた彼は「日本国民は頭が悪い。国民のために天皇主権を主張したのに, 日本国民はわからん…」と怒つたが, この詭弁は頂けない。元学習院大学教授で枢密院議長の清水澄のように「天皇制の将来につきて大憂慮せざるを得ず。……, 自決し, 幽界より……」として自ら生命を絶つた亡国論者もいた(『潮流』1947, 11, p.49)。

これに対して高山岩次郎・鈴木安蔵は「近代憲法の起草は抑圧に苦しむ人びとの人権を保障すること以外の何ものでもなく、その立場を背骨に貫く思想のない人に憲法制定の父となる資格はない」として独自の草案を示した（小関彰一『新憲法の誕生』中央公論社, p.194）。また憲法問題調査委員会において松本乙案を起草した宮沢俊義は、途中（1946, 2/中旬）から考えかたを改め、次のような積極論をとっている（『改造』1946, 3月号, pp.25-26）。

「このたびの憲法改正の理念は、一言でいへば、平和国家の建設ということであらうと思ふ。……日本を真の平和国家として再建して行かういふ理想に徹すれば、現在の軍の改称をもって一時的な現象とせず、日本は永久に全く軍をもたぬ国家—そのみが真の平和国家—として立っているのだ、といふ大方針を確立する覚悟が必要ではないかとおもふ。いちばんいけないことは、真に平和国家を建設する、といふ高い理想をもたず、ポツダム宣言履行のため、やむなくある程度の憲法改正を行なってこの場を糊塗しようとするのである。かういふ考えかたは、しばしば「官僚的」と形容せられる。事実、官僚はかういふ考えかたをとりやすい。しかしそれではいけない。日本は丸裸になって出直すべき秋である。」

旧憲法は天皇が自ら制定した欽定憲法であったが、新憲法は国民の総意に基づく民定憲法である。この点は冒頭の

「朕は日本国民の総意に基いて新日本建設の礎が定まるに至ったことを深くよるこび、枢密顧問の諮詢及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決をへた帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる」と前文の「日本国民は、…諸国民との調和による成果とわが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」

から明白である。また、新日本の社会理念は憲法前文に示されている。すなわち、日本国民は、

- ①恒久平和を念願し、人間関係をめぐる崇高な理想を深く自覚し、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して安全と生存を保持しようとして決意し、
- ②平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭とを地上から永遠に除去すべく努めている国際社会において名誉ある地位を占めるよう決意し、



- ③全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和の内に生存する権利を有し、  
どの国も自国のことだけに専念し他国を無視してはならぬことを確認し、
- ④政治道德の法則は普遍的であって、この法則に従うことは自国の主権を維持し  
他国と対等な関係をもととする各国の責務であることを確信し、
- ⑤国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的とを達成するよう誓う、  
と世界に宣言したのである。

憲法施行日(1947, 5/3)式典には、天皇・皇后は欠席し、君が代斉唱もなく、その代わりに、新しい国歌とされた新憲法施行記念国民歌「われらの日本」が斉唱され、京都市内のすべての寺院で午後1時「平和の鐘」が鳴り響いた。

新憲法施行記念国民歌  
——われらの日本——  
平和のひかり 天に満ち  
正義のちから 地にわくや  
われら自由の 民として  
新たなる日を 望みつつ  
世界のまえに 今ぞ起つ

この日をもって、天皇主権から国民主権へ、軍国主義から平和主義へ、国家主義から国際協調主義へとパラダイム革命を達成し、新憲法施行記念国民歌「われらの日本」に決意を示した新しい平和国家に生まれ変わった。旧帝国憲法を不磨の大典としてきた者にとって、それを葬り去ったこの新憲法施行日は、亡国の日であったが、旧体制の下で、抑圧されて泣くこと以外に慰めなく、この日を待ち続け、自由民権と平和とを希求してきた大部分の私学／リベラル派にとっては、希望に満ちた記念すべき新日本誕生日であった。

### 3. 新憲法における教育関係条文と憲法第89条の前提

日本人が自発的に選択した憲法は、国政は国民の厳粛な信託によるべきであって、その権威は国民に由来し、国民の代表者がその権力を行使して、国民がその福利を享受すべしとする世界に類をみない人類普遍の原理に基づく画期的な憲法であった。

大事なことは、新憲法は旧憲法と違って教育の基本要件を定めている点である。

### 教育関係条文

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

②検閲はこれをしてはならない。通信の秘密は、これを保障する。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第26条 すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈悲、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

とくに憲法第89条は、第20条との関連において重要な意味をもち、次章で述べるように、私学助成を巡って論争の的になった条文である。

新しい社会的協力の理念を前文に示した新憲法発布によってそれと矛盾する教育勅語、国民学校令、中等学校令、師範学校令、大学令は廃され、新たに教育基本法(1947, 3/31)と学校教育法(1947, 3/31)が公布された。こうして教育理念も学制も大きく変化するに至った。

かかる教育理念のパラダイム転換は、陸軍省文部局と称されるほど過激な愛国心教育、国家主義教育、軍国主義教育を求めて戦争に加担し、最後まで、徹底抗戦を唱えた文部省の抵抗にあって紆余曲折をへた。文部省の責任がいかに重大であるかは、終戦直後の訓令からも明らかである。

文部省は「終戦の詔書」(1945, 8/14)に狼狽し、戦後、まず「終戦ニ関スル件」

(1945, 8/15) を発し、

- (1) 君主に忠誠を尽くしきれず、
- (2) 報国の力に乏しく、
- (3) 皇国教育の不十分ゆえに敗れ、
- (4) 臣子たる責務を今後に誓わざるべからず、

とし、国体護持と徹底した皇国主義訓育を命じた。また「新日本建設の教育方針」(1945, 9/15) においても、

「今後ノ教育ハ益々国体ノ護持ニ努ムルト共ニ……」

と述べ、微塵たりとも、謝罪や反省の弁はなかった。教育が誤っていたから…とか、国体が不合理だったから…といった認識も理解もなかった。これが無謬性をもって任ずる官僚の特質というものか、彼らには理性や良心も、グローバルな視野も正義感覚も、責任感覚も歴史感覚も乏しかったといわざるをえない。

急がば回れ！という諺がある。先進欧米が辿ったように、日本の近代化は、まず民主主義パラダイム革命を達成し、個の成熟→知力の昂揚→社会の発展…といったプロセスを辿るべきであった。J. S.ミルも指摘しているように、天才は自由な土壤においてのみ育つ。

しかるに文部省は、とりわけ、満州事変(1931, 9/18) 勃発後は、陸軍省教育局？軍部の手先！と揶揄されたように、大学に干渉し、学問の自由を侵し、国民精神の昂揚と軍事教練と思想善導のための講座開設を命じ、思想偏向を理由に教授罷免を強制し、ファシズムを助け、神がかりの皇国教育を押しつけ、国民の理性と良心を麻痺させ、科学的・批判的な精神を奪い取るばかりか、自律性や主体性や創造性の芽を摘み取ってしまった。至高法である憲法に教育関係の第19条、第20条、第21条、第23条、第26条、第89条を付け加えたのは、国／文部省のそうした暴走に歯止めをかけるためであったことを理解したい。

戦後、民主化・非軍事化のための戦犯特定、公職追放など降伏条項の履行監督に全権を付与されていた総司令部(GHQ) 最高司令官のD.マッカーサー(アメリカ太平洋陸軍総司令官) は、とくに教育問題を重視し、次の「4大勸告」と「教育家ノ委員会ニ関スル件」(1946, 1/9) の指令を発した。

—GHQの4大勧告—

- ①10/22. 日本教育制度ニ対スル管理政策
- ②10/30. 教員及ビ教育関係官ノ調査, 除外, 認可ニ関スル件
- ③12/15. 国家神道, 神社神道ニ対スル政府ノ保証, 支援, 保全, 監督  
並ニ公布ノ廃止ニ関スル件
- ④12/31. 修身, 日本史及ビ地理ノ停止ニ関スル件

これを受け文部省は、教職追放令(1946,5/7), 教職員の除去, 就職禁止及び復職等に関する政令(1947,5/21)を公布し、GHQは追放教員110,000(1947,8/22)人を発表するとともに、戦時下に思想を理由に教授職を罷免されていた京都帝大の滝川幸辰とその同志、東京帝大の大内兵衛や矢内原忠雄らを復職させた。

では、4大勧告とは何か。その要旨は次のとおりである。

①日本教育制度ニ対スル管理政策 (1945, 10/22)

1. 新内閣に教育上の占領目的と管理政策の理解を促す。
  - A. 管理政策：(1)軍国主義, 極端な国家主義, 軍事教育, 学科教練の禁止。  
(2)議会政治, 国際平和, 個人尊重, 集会言論信教の自由等。
  - B. 教育関係者の取調方針：留任罷免, 復職任命, 再教育転職の基準。
  - C. 教育課程：(1)教科課程や教科書等を検討し削除すべき個所を特定する。  
(2)迅速に新教科課程や新教科書へ切り換える。  
(3)迅速に教育体制を再建する。
2. 文部省はGHQ当局との連絡機関を設け勧告の履行状況を説明報告する。
3. 政府官僚や学校教職員は本指令の政策精神とその条文に遵守責任を負う。

②教員及ビ教育関係官ノ調査, 除外, 認可ニ関スル件 (1945, 10/30)

1. 日本民族の敗北, 戦争犯罪, 苦痛貧窮など現在の悲惨な状態を招いた軍国主義, 極端な国家主義の影響を払拭するため, そういう思想をもった教員, 占領政策に反対する教員の解職, 等々。
2. 調査に基づく除外/認可。
3. 政府官僚, 学校教職員は本指令の政策精神とその条文に遵守責任を負う。

③国家神道，神社神道ニ対スル政府ノ保障，支援，保全，監督並ニ公布ノ廃止ニ  
関スル件(1945, 12/15)

1. 日本人を国教の呪縛から解き放ち，誤ったイデオロギーへの財政支援による経済負担を除去し，国民を欺き，侵略戦争へ誘導した軍国主義・過激な国家主義の宣伝への利用を防ぎ，再教育による生活改善と恒久平和と民主主義の理想に基づく新日本建設を支援するため，次の指令を発する。
  - イ. 政府・自治体の公務員は，公的資格で神道の保障，支援，保全，監督，公布をしてはならない。即刻停止。
  - ロ. 公の財源から神道や神社に対して財政を支援したり，公的な要素を導入したりしてはならない。即刻停止。
  - ハ. 神道の教義，慣例，祭式，儀式，礼式等において軍国主義・過激な国家主義イデオロギーの宣伝をしてはならない。即刻停止。
  - ニ. 神社への宗教的な式典の指令を廃する。
  - ホ. 内務省の神祇院を廃止し，他機関の代行を許さない。
  - ヘ. 神道の調査研究と公布を主要機能とする教育機関を廃し代行も禁ずる。同種の私立教育機関は認める。イデオロギーの宣伝・公布は認めない。
  - ト. 「国体の本義」「臣民の道」など神道に関する訓令の頒布を禁ずる。
  - チ. 「大東亜戦争」「八紘一字」など国家神道／軍国主義に結びつく用語を公文書で使用してはならない。即刻停止。
  - リ. 特定の宗教の慣例，祭式，儀式，礼式に参列しないことを理由に，差別待遇をしてはならない。
  - ヌ. 公の資格において，政府とか役所の代表として，いかなる神社にも参拝してはならない。
2. 本指令は，宗教を国家から分離し，宗教の政治的誤用を防止し，すべての宗教，信仰，心情を同じ法的根拠の上に置くために，次の(1)－(4)のような主義主張に基づき，日本による他国支配を正当化するような教え／信仰／理論を禁ずる。
  - (1)日本の天皇は家系，血統，特殊な起源ゆえに他国の元首に優るとする主義，
  - (2)日本の国民は家系，血統，特殊な起源ゆえに他の国民に優るとする主義，

- (3)日本の諸島は神に起源を発するがゆえに他国に優るとする主義,
- (4)日本国民を欺き, 侵略戦争へ駆り立て, 他国民との紛争解決の手段として武力行使を謳歌するような主義,
- 3. 日本政府は, 本指令の各条項に従ってどのような措置をとったか, 1946年3月15日までにGHQに対し詳細かつ包括的に報告すること。
- 4. 日本政府/自治体の公務員, 教職員, 一般国民などすべての国内在住者は本指令の各条項の文言と精神を遵守する個人的責任を負うべきこと。

#### ④修身, 日本史及ビ地理ノ停止ニ関スル件 (1945,12/31)

- 1. 日本政府は軍国主義・過激な国家主義の観念を執拗に教科書に織り込み, 生徒に課し, 頭脳に植え込むために, 教育を利用している。
  - (1)文部省は…を発行し認可しているが, 修身, 日本史, 地理の課程を直ちに中止し, 司令部の許可があるまで再開しないこと
  - (2)文部省は修身, …の教授法を指令するすべての法令, 規則, 訓令を直ちに停止すること
  - (3)文部省は教科書, 教師用の参考書をすべて回収すること
  - (4)文部省は代用の計画案をたて, 司令部に提出すること
  - (5)文部省は教科書の改定案をたて, 司令部に提出すること
- 2. 日本政府/自治体の公務員, 教職員は本指令の各条項の文言と精神を遵守する個人的責任を負うものとする。

以上である。こうした4大勧告が憲法第89条の背景に存在する。そうした背景を正しく理解しない限り, 憲法第89条の正しい理解は困難であるといえよう。それに加えて, GHQの要請を受け, アメリカ国務省が日本に派遣(1946, 3/7)した第1次教育使節団『報告書』(1946, 3/31, 文部省『学制八十年史』pp. 1007-1011)およびそれに「マッカーサー声明」(1946, 4/7付)を付して発表された『報告書』の6大勧告(『文部時評』No.834, 1946,11)も, 憲法第89条の真意を理解する上で大いに役に立つ。なお, この『報告書』は「私立学校と官公立学校の地位」について論じ, 私学が受けた差別と窮状, その努力と社会的貢献を正しく理解し, 興味深く述べている。この報告書に盛り込まれた内容は, 今でも古くない。念のため, その概要をまとめておこう。

## —第1次教育使節団の6大勸告—

### 序 文

私たちは征服者の精神をもって来日したのではない。すべての人は、自由を求め個人的・社会的な発展を求める測り知れない力がひそんでいることを確信する教育経験者として来日した。

#### 1. 日本の教育目的と内容

高度に中央集権化された教育制度は、強固な官僚政治に伴う弊害のおそれがある。画一化を防ぎ、職務の自由な発展のためには、地方分権化が必要だ。国定教科書／参考書では得られない広い知識、型通りの試験では得難い深い知識を学ばせるべく、カリキュラムは一定の知識ばかりか、生徒の肉体的・精神的活動も加え、各生徒の違った学習体験や能力の相違を考慮しつつ、教師の協力の下に生徒の経験を活用し、独創力を発揮させるべきである。それから、服従心の助長をめざす科目「修身」は廃すべきである。

#### 2. 国語の改革

言語は交通路である。国際間の相互理解や知識思想の伝達のため、国境を超えて海外にも開かれるべく簡潔で能率的な文字の伝達方法が必要である、とローマ字の一般的な使用を勧告し、自発的改革にすべく、国語委員会を設置して検討を加えるよう提案する。

今がチャンスである。今を逃すと機会はない、と。

#### 3. 初等・中等学校の教育行政

学校での勅語の朗読、御真影の奉拝など、儀式はいけない。学校への管理行政を排除するため自治体に公選の教育行政機関（後の教育委員会）創設を提案。無償の男女共学制の義務教育年限を9年（小学校6年、中学校3年）に延長し、すべての生徒に職業・教育指導を含むリベラル・アーツ教育を施し、各生徒の能力の相違を考慮して弾力性をもたせ、その上に3年制高等学校（無償）を設け、進学希望者に多様な学習機会を提供すること。

#### 4. 教授法と教員養成教育

詰め込み主義、画一主義、目上の者に服従する忠孝主義の教授法を改め、思考の独立、個性の発展、民主的な公民としての権利と責任とを助長するため、4年制の

リベラル・アーツ教育を施すこと。

## 5. 成人教育

民主社会では、すべての国民に責任をもたせる。大都市には中央図書館と分館を設置し、都道府県には適当な規模の図書館を整えるべきである。

## 6. 高等教育

高等教育は自由思想の果敢な探求や国民に希望を与える行動の模範を示すこと。高等教育を少数者の特権とせず、就学の機会は多数の者に開かれること。専門学校、大学の増設を提案する。

開校を許可する前に、申請した高等教育機関の資格審査と要件の充否を確認する役目以外に、政府機関に高等教育機関への統制権を与えてはならぬ。

自ら最善な方法で目的追求できるよう完全な自由を保障すべきだ。教授の経済的、学問的な自由の確立は重要である。文官制度は廃すべきだ。

学生にはその才能に応じてそれぞれの水準の高等教育・研究機関に進める自由を保障し、必要に応じて財政的な支援策も整えること。国民の福利に寄与する図書館、研究施設、研究所の拡充も勧告する。

以上である。文部省は、第90回帝国議会「文教再建に関する決議」（1946, 8 / 3）に基づき、この勧告にそった教育改革を進めるべく安部能成、南原繁等38名（翌年11名追加、計49名）からなる「教育刷新委員会」（1946, 8 / 10）を設置し、教育基本法、学校教育法など、教育上、緊急に解決すべき重要課題を審議するため、第1委員会～第21委員会の計21の特別委員会を設けた。この委員会は後に「教育刷新審議会」（1949, 6 / 1）と改称された（詳細については拙著『大学がかわる 日本がかわる』公共政策研究所, 2003, pp. 153ffを参照）。

当時の田中耕太郎文相は「教育刷新委員会」の性格について、教育刷新委員会の第1回総会においてこう挨拶した(中谷『資料, 教育基本法の成立過程』タイムズ, 1985, pp. 22-28)。「この教育刷新委員会というものは、全く自由独立のものである。その意見は文部省に拘束されないと同時に、アメリカの教育部 (CIE)にも拘束されないものである。そういう風に、自由独立に意見を発表して将来の日本の教育というものを刷新するところの強い力となることが、この教育刷新委員会の目標とするところであります」と。



さらに、今後制定されるすべての教育関連法令の根拠法をなす「教育憲法」ともいべき「教育基本法」の制定にも言及した。すでに「日本国憲法」は公布(1946, 11/3)施行(1947,5/3)済だから、民主的な文化国家を建設し、世界平和に寄与するという再生日本の基本方針も、国は民のサービス機関であり、公務員は国民のサーヴァント(公僕)である、ということも決まっていたが、このような新憲法の内容にのっとり教育を進めることには激しい抵抗もあった。この点について田中耕太郎は後の自著において、日本の指導者に「ノブレス・オブリージ」の自覚なき従来の誤った教育の盲点について批判している(田中耕太郎『カトリシズムと現代』公教社, 1949, pp. 16-19)。

「農民や労働者の飢餓線上の彷徨よりも自己の権勢、名譽、財産の獲得及び維持の方が大多数の政治家にとっては遥に重大なる関心事となっている。実業家も厚顔無恥に其の経済人的本性を發揮し、労働者を搾取して自らを肥やすことに関して無反省である。つねに繰り返さるる官界における高級官吏の汚職事件や、政党人の腐敗の事実や大会社重役の横領事件は、彼らが高等教育をうけ、国家、社会の信頼を得ているに拘らず、その教育は、物質的、知識的に限られ、道徳訓練において全く欠如していたことを示す。…官僚、政治家及び実業家の恥ずることなき権力欲及び飽くことなき財産欲が、自己が国家に奉仕すべきにも拘らず、反対に国家をして自己に奉仕せしむるが如き拳に出づることに起因すると云ひ得らるるのである。わが現在の社会は此の病弊において異常的であるやうに思われる。

禍根は要するに、明治の為政者が外国の制度の形骸のみを輸入し、彼れにおいてこれらの制度と有機的に牽連している精神生活の方面を受け入ることを閉却した点に存するのである。要するに罪は、西洋より輸入せられた所の科学や技術、所謂「物質文明」に存するのではなくして、それを悪用する「人」の道徳的欠陥に胚胎するのである。」

もともと教育は、各個人を等しく尊び、真理と正義と平和を愛する人間の育成と個の成熟を期して実施されるべきだが、逆に個人を国家の手段とし、国家の暴走に手をかしてしまった。これは教育改革の前提として反省すべきだ。教育刷新委員会第1委員会羽溪主査は、このことを深く反省し、第12回会議(1946,11/22)においてこう述べた(勝野尚行『教育基本法の立法思想』法律文化社, 1989, pp. 18-19)。

「この際、ひるがえって従来のがが国の教育について反省してみますに…、個人も国家もすべてが奉仕すべき筈の真理そのものが、かえって国家のために仕えるということになりました。即ち国家に役立つもののみが真理とされ、真理のための真理の探求というまことの科学的精神はまげられ。教育は自主性を喪失し、ついに軍国主義または極端な国家主義的傾向を帯びるに至ったのであります。」

現行の「教育基本法」は、田中文相(1946, 5/31-)の音頭で第1委員会羽溪主査、務台理作らによって起草され、高橋誠一郎文相(1947, 1/31-)の下で「学校教育法」とともに公布(1947,3/31)されたが、それが教育勅語に代わって教育憲法としての地位をもつことは、田中文相、務台理作、矢内原忠雄らの共通認識であった。その普遍性について矢内原は断言する(『矢内原忠雄全集』第20巻「文教政策-権力の干渉を排す-」岩波書店, p. 495)。

「教育基本法は教育勅語に代わるものとして戦後に立法されたわが国教育の最高目的を定めたものであって、かりに教育勅語が不備であるからこれを改訂しようという意見を戦前に述べたとすれば、その人は国賊呼ばわりされていたに違いない。しかるに戦後の教育基本法は、国会で立法したものだから、国会でいつでも改訂できると考えるならば、それは国の根本法を軽んずるものであって教育の基本を動揺させるものであろう。いわんや「教育基本法」に明示してあるところの個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間を育成すること以外には、道徳教育の目的を求めることはできないのである。」

新憲法や教育基本法をGHQの押しつけだとか、愛国心を含むよう改訂すべきだとか…、多くの誤解や曲解を前提とし、誤った戦前回帰を誘導する人びとは、もう一度原点に戻って、誤った国の舵取りで戦地に散った父、子、夫らの悲痛な叫びとあの悲惨な廃墟から、生き残った国民の当然の責務として償うべき大罪を背負って立ち上がった先輩たちの自由民権と平和への決意を知るべきである。

正しい情報を前提とすれば「教育基本法」がGHQの押しつけでなく自主制定であることが判明する。田中文相を支えた田中二郎(文部大臣官房事務嘱託)は論文「教育立法」(pp. 130ff)に記した。田中先生が懐抱された教育の基本方針にマッチし…9月7日付の「教育の基本方針に関する意見草稿」に示された線にそうものであった。先生はこの草稿において、この際、我々は、道徳的解毒剤で以て徹底的に

帝国主義的・軍国主義的な要素を清算しなければならぬと主張されて、教育理念の根本的転換の必要を強調され…。戦後の教育立法の中には、田中先生のアイデアといえますか、基本的な考え方が全般的ににじみ出ているように思います。教育基本法はその典型的な例でGHQの意見とか命令とかによって影響されることはなく、田中先生の考え方を基本としつつ文部省と教育刷新委員会との協力によってできた。…と述べ、さらに「教育基本法の抗争についてはもとより、その審議立法の過程においても総司令部（とくにCIE）当局は、…介入することなく、…自主性を尊重した…」（同論文p. 144）と証言している。

GHQの4大勸告の履行義務はポツダム宣言の受諾に伴う義務であるが、それは外から／連合軍から強制されてではなく、田中文相の教育方針にマッチしたものであり自律的な改革であった。田中文相も自ら「GHQ, CIE, 教育使節団に対し主体的、積極的態度をとった」と述懐している（田中耕太郎『教育と政治』好学社, 1946, pp. 260-272）。

「要するに、我々は敗けたのだから連合軍の言ふなりになるのも仕方がない。まあ、その中にどうにかなるだろう。これは甚だ腑に落ちない気持ちであります。我々の欠点は事大主義的な、つまり、長いものに巻かれるといふやうな気持ちであります。…これは私は実に卑怯な確信の無い態度だと思ふのであります。若し連合軍側が正しくないのならば、我々は死を賭しても争わなければなりません。正しいのならば大いに協力し、また助力を受けるに何も遠慮する必要はないのであります…。今日は民主主義、平和主義の時代だが、又これも代わるかも知れない。暫く時期を待たうというような態度で我々がもしいるならば非常な誤りである。そういう態度では本当の教育は出来ないと思ふのであります。」

8月15日を境にして、それまでは軍国主義、過激国家主義が真理であった。8月15日以降は、以前の軍国主義、過激国家主義は誤りになって、あらたに民主主義、平和主義が真理になったのだ。今後20年位たったら、また事情が変わって別な真理が現はれるだろう。あるいは軍国主義、過激国家主義が再び真理として認められることになるだろう。さういうやうなものであってはならないのであります。…」

また同氏は、同書 pp. 229f「民主主義と真理」（1945,11）において、

「我々の態度は、流行思想の推移に身を委せる受動的のものであってはならない。

我々は、批判精神に依り、真を真とし、偽を偽とし、真なるものは、これを勇敢に受け入れ、偽なるものは、これを断乎として排斥しなければならない。」

と主張している。

田中耕太郎氏(1890-1974)は、前田多門(1945, 8/18-), 安部能成(1946, 1/13-)に次いで戦後3代目のネオ・トミズム法哲学者の文相(1946, 5/31-)であって彼の著書『世界法の理論』や国際司法裁判所判事の経歴から明らかのように、グローバルな視野にたつ筋金入りのアカデミストであった。同氏が従来の軍国主義や侵略主義に追従したり迎合したりする態度や思想傾向を完全な誤りとし、今後の教育は真理と正義を探求し、真理と正義に従う批判的、自主的、自発的な精神を養うべきであり、そのためには一方的な知識の注入でなく、能動的に自ら進んで学問をしたいという気持ちを起こさせるべきとし、自らの信念にしたがって教育基本法を自主起草したと解すべきであろう。

なお、GHQの教育部CIEは、国家「君が代」の停止、教育勅語の廃止、明治憲法に代わる日本国憲法、教育勅語に代わる教育基本法案への助言など日本側教育委員会(天野貞祐他28名)の民主勢力を信じると共に、リベラル・アーツを尊重し思想と良心の自由を求めて中央集権の官僚統制に抵抗してきた私学に対して全幅の信頼を寄せ、終戦連絡事務局をつうじて私学に積極的な援助の手を差し伸べ、私学団体と協力しながら、その声を教育改革にいかし、その影響力を行使して、日本の民主化を促したのは確かである。

#### 4. 憲法第89条の真意について

以上の説明から、現行の新憲法と教育基本法がいかなる理由で、またどのような歴史的背景の下に起草され、制定されるに至ったかが明らかになった。歴史は繰り返されるといえるが、高度情報化社会へのパラダイム革命期にあつて危険な兆候さえうかがえる現在、私たちはもう一度、原点に立ち返って、個の成熟と知力の向上を抑え、社会の発展を歪めた官僚専制の誤った国の舵取りによって日本が国際社会において犯した取り返しのつかない罪を償うことは、生き残った国民の当然の責務であるとして、血で塗られた廢墟から這いあがり、世界に向かって二度とあのような過ちを繰り返しませんと誓い、それゆえに、古代ギリシア以来のリベラル・アーツ

教育を重視し、平和国家・文化国家へと生まれ変わるその決意を示した先人たちの勇気を忘れてはならない。

正しい証拠体系に基づく正しい情報を前提としなければ、正しい政策を立案することはできない。これは一論理法則である。それゆえ、本稿では、戦後日本の原点ともいべき民主主義・平和主義・国際協調主義へのパラダイム革命の後を追って、なぜ、現行の憲法と教育基本法が生まれたか、どう戦後の社会的協力の理念と正義概念と共通ルールは変化してきたかを検討し、憲法第89条の正しい理解へ誘われる準備を整えたが、本節では、それらを前提として、ときには私学いじめ、一般には私学コントロールのために悪用されつづけた「憲法第89条」の真意について検討を加え、その真意について分析を試みたい。まず、憲法第89条の和文と英訳文は次のとおりである。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

**No public money or other property shall be expended or appropriated for the use, benefit or maintenance of any religious institution or association, or for any charitable, educational or benevolent enterprises not under the control of public authority.**

いいかえると、公金／公共財産は、いかなる宗教機関／宗教団体の使用／救済／維持のためにも、また公的な権威筋の規制下にないいかなる慈善事業／教育事業／博愛事業のためにも、支出／利用してはならない。

すでに列挙した教育関連の第19条（思想と良心の自由）、第20条（信教の自由）、第21条（集会と結社、言論と出版等表現の自由）、第23条（学問の自由）、第26条（教育を受ける権利）は、すべて基本的人権の保障についての規定だが、第89条はこれらと有機的關係の下に理解すべきである。とくに第20条は、第89条を理解する上で重要な前提であって、過去の皇国史観や八紘一字のように、国が宗教と教育を悪用し、国民を軍国主義と過激な国家主義へと誘導していったような不幸な事態を未然に防ぐための措置であった（GHQの4大勸告を参照のこと）。

第20条信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

②何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

上記の第20条により、信教の自由はすべての人に等しく保障されるべきであって、何人も宗教上の行為、祝典、儀式、行事に参加するよう強制されない。したがって、国／政府機関は、すべての宗教に対して厳正中立を維持すべきであって、いかなる宗教教育／宗教活動もしてはならないし、それゆえ、いかなる宗教団体も、国から特権を受け／政治上の権力を行使してはならない。

民主主義の国／政府は、主権者である国民一人ひとりに対して公正に奉仕すべきサービス機関／公僕・サーヴァントとして、すべての国民に等しく思想や良心の自由、言論や出版等の表現の自由、集会や結社の自由、学問の自由、教育を受ける権利、信教の自由など基本的人権を保障すべき責任と義務を負っている。こうした背景的公正の保障という国／政府の本務遂行に必要な財源は、そうした本務遂行のため、そして、その目的のためにのみ、国民が税金として支払っているのもであって、これが公金／公共財産である。

そうした国民の血税である公金／公共財産を宗教機関や宗教団体の使用／救済／維持のために払ったり利用したりすることは、国／政府の本務遂行に必要なものでなく、目的外の恣意的な流用である。また、国民から付託された権威筋の規制下にならないような慈善事業、教育事業、博愛事業に公金を注ぎ込み、公共財産を提供することも国／政府による目的外の流用である。よって第89条、公金／公共財産は宗教機関／宗教団体の使用／救済／維持のためにも、公的な権威筋の規制下でない慈善事業／教育事業／博愛事業のためにも、支出／流用してはならぬ。

一連の文脈から明らかのように第89条「公的な権威筋の規制下でない教育事業」とは、神宮皇学館大学(1946, 3 / 31廃止)などの「宗教教育事業」を意味するものと解するのが自然といえよう。

## 5. 私学助成は憲法第89条に抵触しない

憲法第89条と私学助成との関わりについては、戦後、私学側と政府側で凄まじい論争が展開されてきた。これはある意味でD.マッカーサーのいう「塹壕にたてこもる官僚」(intrenched bureaucracy) または朝鮮戦争を慈雨として蘇り、民主主義パラダイム革命を中途半端に終わらせた保守反動の旧帝大グループと、強固な反骨精神とリベラルな建学の精神をもって積極的に戦後の文化国家建設に寄与してきた私大グループとの間の熾烈な攻防戦でもあった。

明治政府は、各学校に官立／公立／私立を付すよう命じ(1874, 8/29)、官学に非ざれば学校に非ず…と官尊民卑を煽ったが、その目的は自由民権などリベラルな外来思想の排除と官僚統制／官僚専制の強化にあった。

戦前の私学は「財団法人」であった。私学は多額の基本財産の供託を義務づける民法の「財団法人」の形態をとっていたのである。

私学は「私立学校令」によって、学校の設立、廃止や設立者の変更許可、校長の認可、校長や教員の解雇命令、教育上有害な設備、授業変更命令、閉鎖命令、収支予算決算の届出要求と変更命令など監督官庁に厳しく監督されてきた。

また私学は「大学令」によっても厳しく縛られ、文部大臣には大学／学部の設置、廃止の認可、授業料・入学金・カリキュラム等を含む学則の認可、教員採用の認可、報告聴取や検閲や命令の権限が付与され、私学は重圧に喘いだ。

太平洋戦争の末期、東条内閣は、学徒動員、修業年限の短縮、学校の統廃合のみならず、私立大学は、慶応と早稲田を残し、明治、中央、法政等数校を専門学校に格下げし他をすべて解散させるべく、枢密院会議でその権限を文部大臣に付与する法案が提出(1943,12)された。

それだけではない。戦乱の末に国土が廢墟と化し、校舎が焼失し、学生が帰らぬ人となって、いずこの私学も財政的に疲弊し、とくに都市部の私学は被害がひどく、すでに経営危機に直面していた。止まることを知らぬ悪性インフレも、世情不安の混沌を伴って私学を直撃した。しかし政府は、それに追い討ちをかけ、息の根を止めるかのように「預金封鎖」にはした。これは私学にとって己の命運に関わる問題であって、存亡の危機である。

政府による①大学の専門学校への格下げ／解散という暴挙と②預金封鎖の暴挙に

抗議し、その税政／暴政を阻止するために、日本の私学は一致団結／大同団結した。①の法案提出(1943,12)から半年後(1944,7)のことだが、都内の18大学が発起人になって「私立大学協会」を結成し、①の格下げ解散法案の阻止、②封鎖預金の解除、そして経常費低利貸付金、免税措置、教育金融公庫設立、旧軍施設転用、私立学校法人法、教職員共済制度など、緊急な解決を要する共通の課題について話し合いを重ね、私学パワーを結集して事に当たった。

戦後、私学の財政逼迫は極限に達した。そこで、叡知を結集して打開策を求めするため、互いに手を取り合って文化国家の建設に主導的な役割を果たすため、私学の責任と義務、教育改革の方針等を話し合うため、そして「全国私学団体連合会」を結成するため、都内6大学(慶応、早稲田、明治、日本、中央、法政)の代表者が総長会議を開催した(1946,9/7)。

この会議には「私立専門学校協会」も「私立中等学校連合会」も「私立初等学校連合会」も加わった。すでに「私立大学協会」(1944,7)はあったが、都内6大学の総長会議から3ヶ月後「全国私立大学総学長会議」において大学の部会「全国私立大学連合会」(会長呉文炳日大総長)を設立(1946,12/7)し、懸案の「日本私学団体総連合会」設立(1946,12/16)に伴って第1部・大学の部として加盟した。そしてGHQ、国会、文部省、教育刷新委員会など、関係各方面に働きかけて私学助成を要求したが、その結果、私学助成の問題は「教育刷新委員会」の第4特別委員会において審議される運びとなった。

私学振興については、政界の理解は素早かった。都内6大学会議の後「全国私学時局対策大会」開催を申合せ、神田一ツ橋の教育会館で近藤民雄明大総長を座長とする「全国私学団体連合会」を開催(1946,9/28)した。

これには私学関係の教職員、保護者、来賓等約600名が参集し、大変な危機感と熱気に包まれていた。まず、政党各派代表の激励スピーチに続いて「私学振興」に関する建議を採択した。この建議を近藤明大総長ほか約50名の有志が国会と政府に提出(1946,9/30)し、私学助成を強く要請した。

衆議院は「日本私学団体総連合会」のこの建議にすぐ応えてくれた。というのは、第91回国会において「私学振興決議案」を採択(1946,10/3)したのである。その全文は次のとおりである。



## 衆議院第91回国家における私学振興決議案（前文）

日本再建の基礎となるべき我が国の教育はあくまで自主独立、真理を探究し人類の福祉増進に寄与する人格を養成するにあり、斯かる目的を達成する教育は官僚の統制と便宜とによって設立運営され、動もすれば所謂出世主義の名利を追求し、単なる知識伝授場に陥り易き官学の能くする所ではない。

抑も我が国の私学は高遠なる理想とこれが顕現に対する教育的意欲に燃える幾多の先覚によって創立発展したるものであって、従来、文化のあらゆる面に於て特色ある人材は殆んど私学出身者であるというも過言ではない。而して今や私学は戦後教育の重責を負い、或は大学・専門学校教育に於ても、中等教育に於ても我が国の教育の大半を占め、而も凡ゆる経済的苦境の嵐の前に敢然と聖職を死守し、飢餓と闘いつつも建学の理想を追求し、真教育道の復興に努力している。況んや民主日本再建の途は個性を尊重しその自覚と向上を促し、確固たる信念の下に文化の向上と産業の開発を為すにある。従って真教育建設の方途は官私の別なく、斯かる本質を完全に具備したものでなくてはならない。

今や私学は戦災と終戦後の打撃によってその経営面は頗る苦境にある。先に文部当局は、教権の確立と教育優先の方針を立て、今後の教育はむしろ私学を中心とすべきであると述べている。之甚だ妥当なる見解であって今後逐次この方針を実現し、種類によっては官学を整理縮小しても、私学の隆盛実現を要望するものである。

然るに事實は之に反し、私学振興に関する具体的方策の見るべきもの殆どなきは遺憾とする所である。よって政府は、速に下記要領により適切なる方策を樹立し、直ちに之を実施すべきである。

1. 官公私立学校生徒学費負担額の不均衡是正
2. 戦災私学復興費の助成
3. 戦災私学の有する特殊預金の無条件解除
4. 戦災私学復興に関する物的助成
5. 私立中等学校教職員待遇改善費の補助

以上である。いかにGHQの睨みが効いていようとも、私学にとってこれは前代未聞の朗報であって、戦災と経営危機に憔悴しきっていた日本の私学を勇気づけてくれた。しかし官僚は、たちが悪い。楽観は禁物だった。

まず、私学助成の最大のネックは憲法第89条にあるとされた。私学助成を受けるには、私学がはっきりと公共事業をしていることを制度的に根拠づける法的整備が先決であると。そこで、日本私学団体総連合会は私学法委員会（大浜信泉早大総長他）を設けて準備を整えたが、第89条の「公の支配」（公的な権威筋の規制下）をめぐる紛糾は続いた。今なお燻っている。

私大グループは、私学の公共性を裏づける法的整備によって問題は解決し、私学助成は制度的に保障されると考えた。しかし、官僚統制の旧パラダイムの呪縛から抜けだせぬ官僚／旧帝大グループは、頑として、文部省はサービス機関ではなく統制機関であると錯覚し、第89条の「公の支配」を伝統的な「官の支配」と捉えて官僚の支配に服すを意味するとした。

これについての法務長官の公式見解は、憲法第89条にいう公の支配に属する事業とは、国または地方公共団体の機関がその事業に対し決定的な支配力をもつことを意味する。言いかえれば、その構成、人事、内容、財政などについて公の機関から具体的に発言、指導、干渉がおこなわれる（調査意見に関する文書、1949, 2 / 11）であった。私大グループはこれを承服せず、私学の法的地位の確立、私学の自主性の確保と公共性の昂揚、公的助成に必要な法的整備を要求して立ち上がった。しかし、公式見解が災いして難航した。

なぜ、そうなったか。すでに、日本国憲法(1946,11/ 3),教育基本法 (1947, 3 /31), 学校教育法(1947, 3 /31)は公布され、新生日本国とその教育の羅針盤は確定されており、民主主義へのパラダイム革命は急ピッチで進められていた。問題は旧制専門学校 368校、旧制高等学校39校、師範学校47校をどうするかだった。文部省は当初、10年がかりで旧学制から新学制へ移行する予定だったが、津田塾、聖心女子、東京女子、日本女子、神戸女学院など5つの女子専門学校の他、同志社、上智、立命館、国学院、関西学院、関西、神戸商科など私立6大学予科／専門部+1公立をはじめ幾多の学校から大学昇格（23年度）を求める声が燃え上がった。

これを文部官僚・旧帝大の関係者は、抜け駆けの昇格と揶揄し、後の大学転換に禍を残してしまったと批判したが、私学経営者にとっては死活問題であって、早く大学に昇格しないと専門学校は潰れてしまうという危機感とその切羽詰まった焦りと苦悩は、官僚統制の悪夢からまだ覚めやらぬ文部官僚・旧帝大グループにとって

は、理解能力をこえた問題であった。

CIE（民間情報教育局, Civil Information and Education Section）は、日高大四郎（学校教育局長）を呼び出し「……けしからん。文部省はサービス機関で統制機関であってはならない。君はまだ官僚統制の夢を忘れぬかと一喝をくわされた」（日高『教育改革への道』p.318）。CIEの裏には、過去の文部省統制と官学支配に泣き、屈辱の悲哀をなめてきた私学団体がいた。だからCIEの「文部省はサービス機関だ。統制機関であってはならない」という怒りは、全私学の怒りであって、私学全体の声を代弁していた。

こうしたCIEの対応に面従腹背の態度で望んだ官僚／旧帝大グループは、憲法第89条をCIEと厚誼にある私学への報復／仕返し／私学いじめに悪用した。日本私学団体総連合会は、別個に検討していた私学教育行政基礎法・私立学校財政特別措置法・学校法人法を一本化し、学校教育法の適用緩和、自主機関による私学運営、学校法人への公的助成といった私学の自主性を重視する独自の案をまとめ、これを私立学校法案(1949, 2)として発表した。文部省は日本私学団体総連合会と連携して法案を作成した由（福田・安嶋『私立学校法詳説』玉川大学出版部,1950, pp. 4-12）だが、閣議決定された「私立学校法案」（1949, 10/24）は、事前の了解事項とは違って、総連合会案にはなかった事項、つまり、私学助成に名を借りて締めつける嚴重かつ詳細な監督規定が挿入されていたのである。

官僚の常套手段／習性とはいえ、私学をナメてかかったこの文部省の態度に強く不信感をつのらせた日本私学団体総連合会は、私学の総勢力を結集して激しい抵抗運動を展開し、関係各方面に十数項目の削除と修正を求めた。私学法委員会担当の大浜早大総長は、こう述懐している（拙著『大学がかわる 日本が変わる』公共政策研究所, 2003, p.183）。

「我々が最後に頼れるのは、進駐軍だった。CIEのルーミス氏に会って、私が拾い上げた十数項目を修正／削除する方向で貴方のほうでやってくれと言ったところ、彼は「その通りにしよう」といつてくれた回顧談からも明らかのように、総司令部が文部省ほか関係方面に総連合会の要求を全面的に受け入れるように勧告したからこそ、法案は総連合会の要求どおりに削除・修正され、衆議院で「私立学校法」の「学校教育法」に対する優先規則も盛り込み、法案は国会を通過（1949, 12/15）し

た。GHQは、高遠な理想に燃え、私財を叩いて自主的に公共事業に従事する教育機関である私学に、日本における教育民主化の最大の担い手として、期待と信頼を寄せていたのである。」

日本私学団体総連合会は、文部省に監督の口実を与えないよう法制上の防御策を講じ、私学の自主性を確保し、学校法人への監督権を縮小し、閣議決定案にあった監督庁を所轄庁に改めさせ、認可事項は法定のものに限るとし、変更命令の規定を適用せず、収支予算・決算の届出義務を課さぬよう求めた。かくて私立学校法では、文部省の監督権は大幅に縮小された。

1. 私学の公共性は、監督によってではなく、学校法人の経営機構を民主化することによって確保すること（評議員会、学長を含む理事会、監事を必置とし、同族支配を避けるべく近親者を3名以下とすることなど）
2. 旧制度では、私立大学の設立にあたって、巨額の基本財産を供託するように義務づけていたが、新制度ではこれをなくしたこと。
3. 文部省の権限を、学校法人の設立許認可、寄附行為の変更、合併・解散決議の認可、収益事業の停止命令、法人の閉鎖・解散命令に限ること。
4. 学長の届出、調査、統計資料の提出以外は、閉鎖・解散命令に相当する不祥事がない限り、文部省は管理運営に干渉してはならぬこと。
5. 文部大臣は、私学助成を受ける学校法人に業務・会計報告と予算変更・役員解職の勧告権限をもつが、その権限行使は、私学関係委員3/4からなる「私立大学審議会」の意見を聞き、勧告を拒否した場合でも、助成停止をもって最大の制裁となること、以上である。

これで明らかのように、私立大学の公共性・自律性・自主性は、文部省の厳しい監視や監督によってではなく、恣意性を排する合理的・民主的な経営機構によって組織的・体系的に保障されるべきこと、これが私立学校法の狙いであった。これは私学基本法とされ、学校経営の主体を学校法人とし、公共性に裏打ちされた健全な発達を助長し、公的支援によって私立学校の経営基盤を確実ならしめることをその目的としていた。

文部官僚／旧帝大グループは、この「私立学校法」の制定に消極的で、不承不承という姿勢をとったが、これで憲法第89条の「公的な権威筋の規制下」との関連で

私学助成に必要な法制は整った。私大グループは安堵し、いつから助成金の交付が始まるのかと期待したが、そうはいかなかった。

日本私学団体総連合会の発意と運動によって「私立学校法」(1949,12/15)は制定され、たしかに私学助成の道は開かれることになった。しかし、肝心の公的助成は「私立学校振興助成法」(1975,7/21)が制定されるまで実施されなかった。戦後の悪性インフレにあえぎ、公的助成を待ちわびていた私学は、またもや裏切られたという思いに浸らざるを得なかった。

私立学校法は公布され、公的助成は法的に整備されたにもかかわらず、助成金の交付までに何と25年も待たされた。25年も待たせるとは不届千万、私学いじめにも程がある。法的に約束しながら25年もの間おあずけ／ペンディングとは、余りにも陰險な仕打ちではないか。これでも新憲法の下で公僕（サーヴァント）といえるか、新生日本の国民に対するサービス機関なのか。これは明らかに、虎の威をかりて各方面で一挙に民主主義パラダイム革命を推し進めてきた私学への仕返し、または報復措置といわずして何といえよう。

国公立3法案（国立大学管理法案、公立大学管理法案、関係法規の整理法案）は第10回国会では成立せず、第11回・第12回国会で継続審議となったが、後に廃案となった。国立大学は、本年(2004,4/1)からやっと国立大学法人へ移行したが、なぜ学校法人に一元化しないのか。経費丸がかえの国立大学と、おもに学生の授業料に頼らざるを得ない私立大学との間で、フェアな競争が可能か、スタート・ラインの異なる100 m競争はフェアな競争であろうか。しかるに、フェアな競争がなければ発展も進化もない。設置者がどうであれ、大学間にフェアな競争が成り立つように条件整備を推進することである。いま、日本に必要な政策は、背景的公正の組織的、体系的な整備である。

「ギリシア、イタリア、フランス、イギリス、ドイツ、そして今日のアメリカがそうであるように、歴史上一国が繁栄したとき、そこには世界の最先端をいくすぐれた大学があった。」(Clark Kerr, *The Frantic Race to Remain Contemporary*, The Contemporary University, ed. R. S. Morrison, 1966)

このためには、既述のとおり、まず大学が社会的先導性の使命を自覚する条件を整え、文部科学省の厳しい監視と監督によってではなく、恣意性を排する合理的・

民主的な経営機構と教育・研究機構とによって組織的・体系的に保障されることが必要であろうが、官僚主義の体質と官尊民卑の弊風を一掃しない限り、政治、経済、社会全般にわたる民主的な改革は容易ではない。戦後の民主主義パラダイム革命は、まだ完成していないのである。

さて、結論だが、法の精神に注目したい。日本国憲法の本質、教育基本法の本質、学校教育法の本質、私立学校法の本質とそれぞれあるが、法体系の頂点に法体系の公理である日本国憲法がある。それゆえ、教育基本法などすべてのサブ法の本質は憲法の本質から導かれる。

問題は私学助成に関係のある憲法第89条である。これを官僚／旧帝大グループは私学助成を渋る最大の理由とし、かりに私学が私立学校法によって私学の公共性を担保するにしても公の支配は免れえず、これは官僚統制を意味するとし、姑息にもこれをもって官僚統制を正当化する根拠とした。

しかし日本国憲法は、民主主義パラダイムに基づき、国民を国の主権者、政府を国民へのサービス機関、また公務員を国民のサーヴァントとし、官僚統制の入り余地をすべて廃した。それゆえ、憲法第89条の公の支配／公的な権威筋の規制とは、官僚／旧帝大グループのいう官僚統制を意味しない。ここでいう「公」は、戦前の政府機関とか官僚機構を意味しない。公的な権威筋の規制は、その目的が公共性の担保にある限り、文部省ではなく、大学基準協会（文部省廃止後の機関として設立、初代会長和田東工大学長）であってもかまわない。第89条の狙いは、政府と宗教の分離／政教分離／宗教に対する政府の厳正中立／政府による宗教の悪用防止にある。これが憲法第89条の立法趣旨であり、このことはすでに述べたような過去の不幸な戦争への反省にもとづく第89条の前段からも自明である。

いかなる条文であれ、その立法趣旨から乖離した解釈は、しばしば合理性を欠くことになる。憲法第89条は前段と後段からなるが、あくまでも後段は前段の補完を意味しており、それゆえ「公金濫用禁止説」も「公的干渉排除説」も合理性を欠く解釈といわざるをえない。正しい解釈は「政教分離補完説」である。それ以外には合理的な解釈の余地はない。政府見解は政教分離原則にもとづく公金濫用禁止説に立っており、公の支配＝官の支配を私学助成の前提要件としたから、私立学校法を定めたが、政教分離補完説に立てばそれは不必要とされる。

憲法第89条をクリアして私学助成を実現する上で「私立学校法」は不要だったのである。そればかりか、株式会社大学でも、またNPO法人大学でも、宗教関係の科目分を除いて公的助成の対象になりうる。公の支配（公的な権威筋の規制下）という条件は、官の支配や官の干渉を意味しない。サポートbutノーコントロールを論理的にインプライしている。したがって、設置形態がどうであれ、何らかの宗教教育を公的に支援することは第89条によって禁じられるが、公共・共益事業である教育への助成を禁ずるものではない。

むしろ問題は、憲法第89条の精神に鑑み、あの靖国神社を国営から民営へ（宗教法人へ）移したように、もし日本の大学に健全な真のアカデミズムを育て、大学をして社会的先導性の使命を果たさしめ、真の文化立国をめざして個の成熟と社会の発展を望むなら、行政に属する国営大学を廃し、民営（学校法人）化すべきだった。これこそ公金濫用ではないか。すったもんだのあげく「国立大学管理法案」を廃案とし、今年から国立大学法人へ移行した。なぜ、国営から民営に移ったにもかかわらず、共通の土俵に立たないのか。なぜ、別の土俵を設けるのか。なぜ、フェアな競争に加わらないのか。国立大学の名称がそうもありがたいのか。官尊民卑の弊風陋習が染みついているからか、それとも、依然として、官僚統制の悪夢に浸っているからか。いずれにせよ、こうした合理的な根拠を欠く中途半端な政策が禍根を残すことになろうことは目に見えている。